

再生可能エネルギー発電設備減税

1 目的

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税を減税することで、地域におけるエネルギーの地産地消と暮らしの低炭素化を促進します。

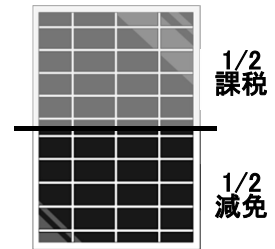
2 対象

| | | |
|------|---|---|
| 取得時期 | 平成26年4月1日～ 平成29年3月31日 | 平成29年4月1日～ 令和4年3月31日 |
| 対象資産 | ①経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備 ※別途、国の制度（課税標準額の特例制度）が適用される場合があります。 詳しくは、お問合せください。 | ①経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備 ②自家消費型再生可能エネルギー発電設備 ※①②ともに国の制度（課税標準額の特例制度）が適用される場合を除く |
| 発電出力 | 10kw以上 2,000kw未満 | |

※経済産業大臣の認定を受けた設備の場合、取得日（稼動の日）と設備認定日（認定通知に記載されている認定日）の両方が取得時期の期間内であること

3 減免内容

- (1) 対象税目 固定資産税
- (2) 減免期間 課税初年度から3か年（賦課基準日1月1日）
- (3) 減免割合 1/2



4 手続き

固定資産税の法定納期限（4月末）までに、以下の書類を揃えて減免の申請をしてください。できる限り、償却資産の申告と併せて1月中に申請手続きをお願いします。

【必要書類】

- ・減免申請書
- ・認定再生可能エネルギー発電設備は、認定通知「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)」の写し及び電力会社発行「発電設備の連系に関するお知らせ」等の写し
- ・自家消費型再生可能エネルギー発電設備は、契約書類等一式の写し
- ・償却資産申告書の写し（該当設備が記載されている部分の写し。ただし、償却資産申告と同時に申請される場合は省略可）

※課税標準額の特例適用申請書も併せてご提出ください。

5 お問合せ先

資産税課 償却資産担当（豊田市役所南庁舎3F）電話 34-6613（直通）